

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	カード交付推進室
委託業務名	住基ネット統合端末追加対応
委託業務場所	大津市御陵町
概要	カード交付体制を強化するために追加調達した住基ネット統合端末等のセットアップ、サーバやプリンタとの通信テスト、執務室への設置展開を行うもの。
履行期間	令和3年8月31日まで
契約年月日	令和3年5月17日
契約金額	1,100,000円
契約の相手方	〔所在地〕京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 〔名称〕富士通 Japan 株式会社 京都支社
契約相手方の選定理由	住基ネット統合端末の導入業務は、端末だけでなく市のネットワーク環境やサーバ上に保持される設定情報の知識がなければ実施できない。同事業者は、上記の知識・ノウハウを有し、円滑な導入を行える唯一の事業者である。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。